

令和元年 9 月

お客さま各位

東日本高速道路株式会社

消費税率の引き上げに伴う ETCコーポレートカード各種手数料の変更 および ETCコーポレートカード利用約款等の改正につきまして

平素より、高速道路をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

令和元年 10 月 1 日から消費税率が 10%に引き上げられることに伴い、ETC コーポレートカードのご利用に関する各種手数料を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

また、それに伴い、令和元年 10 月 1 日より、「ETC コーポレートカード利用約款」及び「走行明細データの有料提供サービス特約」を改正いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 各種手数料の変更

	現行料金(税込) 令和元年 9 月 30 日まで	新料金(税込) 令和元年 10 月 1 日以降
取扱手数料 ※1	617 円	629 円
再発行手数料 ※1	617 円	629 円
データ提供手数料 ※2 (明細データ提供サービス)	5,142 円	5,238 円
	10,285 円	10,476 円
	15,428 円	15,714 円
	20,571 円	20,952 円
	25,714 円	26,191 円

※1 カードの発行および再発行に係る手数料は、カードをお引き渡しした日の翌月に請求させていただきます。

(例)・引渡月が令和元年 9 月の場合、10 月にご請求となります。(現行料金が適用となります。)

・引渡月が令和元年 10 月の場合、11 月にご請求となります。(新料金が適用となります。)

※2 走行明細データの有料提供サービスに係るデータ提供手数料は、データ提供サービスを行った月の後納料金等の請求にあわせて請求させていただきます。

(例)・令和元年 10 月(9 月走行分)にご提供するデータの提供手数料は、現行料金が適用となります。

・令和元年 11 月(10 月走行分)以降にご提供するデータ提供手数料は、新料金が適用となります。

2. 利用約款等の改正

改正の内容

消費税率の引き上げに伴う各種手数料の変更を反映いたします。

新旧対照表

I. ETC コーポレート利用約款(令和元年 10 月 1 日施行)

改正前(令和元年 9 月 30 日まで)	改正後(令和元年 10 月 1 日施行)
<p>(カードの取扱手数料及び再発行手数料)</p> <p>第11条 契約者は、第6条又は第7条の定めにより、窓口会社から新たなカードの貸与を受けたときは、取扱手数料として、カード1枚につき617円(消費税等相当額を含みます。)を、当該カードの引渡日の属する月の翌月にお支払い下さい。</p> <p>2 契約者は、毎年4月1日において窓口会社から既に貸与を受けているカードの枚数に応じ、取扱手数料として、カード1枚につき617円(消費税等相当額を含みます。)を、毎年5月に窓口会社にお支払い下さい。</p> <p>3 契約者は、第9条の定めによりカードの再発行を受けるときは、三会社のいずれかの責に帰すべき事由がある場合を除き、再発行手数料として、カード1枚につき617円(消費税等相当額を含みます。)を、当該カードの引渡日の属する月の翌月に窓口会社にお支払い下さい。</p> <p>(第4項省略)</p>	<p>(カードの取扱手数料及び再発行手数料)</p> <p>第11条 契約者は、第6条又は第7条の定めにより、窓口会社から新たなカードの貸与を受けたときは、取扱手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含みます。)を、当該カードの引渡日の属する月の翌月にお支払い下さい。</p> <p>2 契約者は、毎年4月1日において窓口会社から既に貸与を受けているカードの枚数に応じ、取扱手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含みます。)を、毎年5月に窓口会社にお支払い下さい。</p> <p>3 契約者は、第9条の定めによりカードの再発行を受けるときは、三会社のいずれかの責に帰すべき事由がある場合を除き、再発行手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含みます。)を、当該カードの引渡日の属する月の翌月に窓口会社にお支払い下さい。</p> <p>(第4項省略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 本約款は、平成30年10月1日から施行します。</p> <p>2 平成29年4月1日施行のETCコーポレートカード利用約款(以下「旧約款」といいます。)は、本約款の施行をもって廃止します。</p> <p>(第3項・第4項省略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 本約款は、令和元年10月1日から施行します。</p> <p>2 平成30年10月1日施行のETCコーポレートカード利用約款(以下「旧約款」といいます。)は、本約款の施行をもって廃止します。</p> <p>(第3項・第4項省略)</p>

II. ETC コーポレートカードの利用に係る走行明細データの有料提供サービスに関する特約

(令和元年 10 月 1 日施行)

改正前(令和元年 9 月 30 日まで)		改正後(令和元年 10 月 1 日施行)	
データ特約別表2 データ提供手数料		データ特約別表2 データ提供手数料	
走行件数	データ提供 手数料の金額	走行件数	データ提供 手数料の金額
1件から15,000件まで	5,142円	1件から15,000件まで	5,238円
15,001件から25,000件まで	10,285円	15,001件から25,000件まで	10,476円
25,001件から50,000件まで	15,428円	25,001件から50,000件まで	15,714円
50,001件から75,000件まで	20,571円	50,001件から75,000件まで	20,952円
75,001件以上	25,714円	75,001件以上	26,191円
※ 明細データ提供1回当たりの手数料金額。消費税等相当額を含みます。		※ 明細データ提供1回当たりの手数料金額。消費税等相当額を含みます。	
附 則 この特約は、 平成26年4月1日 から施行します。		附 則 この特約は、 令和元年10月1日 から施行します。	

改正後の全文につきましては、当社 HP「ドラぷら」よりご確認ください。

NEXCO 東日本 HP「ドラぷら」大口・多頻度割引

https://www.driveplaza.com/traffic/tolls_etc/etc_dis_frequency/